

(2) 仕様書等との差異

グループでは、これまでの管理運営の経験を活かし、利用者満足度を高めて安全で快適な環境を提供できるよう、管理内容を変更します。維持管理基準表との差異は、次の通りです。

- ・厚別山本公園パークゴルフ場の維持管理については、仕様書ではフェアウェイの草刈回数が26回となっていますが、草刈回数を27回に増やして機能性と美観を保ち、気持ちよく利用できるように配慮します。

管理内容 (厚別山本公園)	維持管理基準表	計画
草刈 (フェアウェイ)	26 回/年	➡ 27 回/年
草刈 (ラフ)	13 回/年	➡ 14 回/年

- ・もみじ台緑地、青葉中央公園の花壇において、仕様書では除草回数が2回となっていますが、利用者の注目度が高いことから、除草回数を3回に増やして美観を保ち、利用者が気持ちよく過ごせるように配慮します。

管理内容 (もみじ台緑地・青葉中央公園)	維持管理基準表	計画
花壇の除草	2 回/年	➡ 3 回/年

- ・厚別山本公園パークゴルフ場において、仮設トイレを設置するとともに遮蔽効果のあるラティスで囲うことで、利用者の満足度の向上と良好な景観形成を実現します。
- ・現在、野津幌川緑地パークゴルフ場（もみじ台緑地）に設置されている仮設トイレにおいては、遮蔽効果のあるラティスで囲うことで利用者からの好評を得ていることから、今後も継続していきます。

公園名： 厚別山本公園 (平成31年度～平成35年度)

管理項目	管理内容	規模・単位	年回数	実施月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	備考	
基本管理	日常巡視	1式	33回	4～11月	◆							◆						
	定期巡視	1式	12回	各月	◆												◆	
	来園者対応窓口	1式	240回	4～11月	◆							◆						
	有料施設受付	1式	226回	4～11月	◆							◆						
園内一般部	清掃A	142,500㎡	16回	4～11月	◆							◆						
	清掃B	142,500㎡	1回	4月	◆													
	清掃C	142,500㎡	1回	10月・11月							◆	◆						
	草刈B	12,700㎡	3回	5～10月	◆						◆						園路沿い等	
	草刈D	21,500㎡	2回	5～10月	◆						◆						えん堤	
	花壇除草B	110㎡	2回	5～10月	◆						◆						北エントランス広場	
	公園樹木管理 (剪定等)	1式	随時	随時	◆							◆						
	水飲台冬囲いC	1箇所	1回	4月・11月	◆							◆					設置・撤去	
	トラフ清掃	4,140㎡	1回	5～10月	◆							◆						
	柵清掃 (2型溜柵)	44箇所	1回	5～10月	◆							◆					総数218箇所	
	柵清掃 (点在)	5箇所	1回	5～10月	◆							◆					総数22箇所	
	水路清掃 (遊水路清掃B)	840㎡	2回	5～10月	◆							◆						
	除雪	13,000㎡	2回	11月									◆					
	スノーポール設置撤去	100本	1回	4月・11月	◆								◆					設置・撤去
ゲート開閉	1箇所	1回	4～11月	◆												◆	毎日	

公園名： 厚別山本公園 (平成31年度～平成35年度)

管理項目	管理内容	規模・単位	年回数	実施月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	備考	
パーク ゴルフ場	期首・期末作業	1式	1回	4月・11月	◆							◆					ネット設置・撤去等	
	草刈り																	
	フェアウェイ (A, Bコース)	5,100㎡	27回	4～11月	◆							◆						
	フェアウェイ (C, Dコース)	5,200㎡	27回	4～11月	◆							◆						
	ラフ (A, Bコース)	8,600㎡	14回	4～11月	◆							◆						
	ラフ (C, Dコース)	8,500㎡	14回	4～11月	◆							◆						
	施肥	27,400㎡	2回	4～11月	◆							◆						
	目土かけ	27,400㎡	1回	4～11月	◆							◆						
	散水	1式	20回	4～11月	◆							◆					芝生状況により実施	
	バンカー均し	380㎡	1回	4月	◆													
	エアレーション	27,400㎡	1回	4月	◆													
	樹木剪定	1式	随時	随時	◆								◆					
	寄植刈込A	510㎡	1回	5～10月	◆							◆						設置・撤去
	高木冬囲いA	28本	1回	4月・11月	◆								◆					設置・撤去
低木冬囲いD	2,360本	1回	4月・11月	◆								◆					設置・撤去	
低木冬囲いE	192本	1回	4月・11月	◆								◆					設置・撤去	

公園名： 厚別山本公園 (平成31年度～平成35年度)

管理項目	管理内容	規模・単位	年回数	実施月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	備考
ピオトープ	草刈A (下草刈り)	6,500㎡	1回	5～10月	◆						◆						高密度植栽エリア
	草刈A (下草刈り)	10,120㎡	2回	5～10月	◆						◆						低密度植栽エリア
	草刈A (園路沿い)	850㎡	3回	5～10月	◆						◆						
	湿地除草 (花壇除草C)	1,260㎡	2回	5～10月	◆						◆						
トイレ管理	巡回・点検	1式	36回	4～11月	◆							◆					受付棟内トイレ含む
	公園トイレ清掃	2棟	随時	4～11月	◆							◆					受付棟内トイレ含む
	公園トイレ施設点検・修繕	2棟	随時	4～11月	◆							◆					受付棟内トイレ含む
照明灯管理	照明灯修繕	23箇所	随時	随時	◆							◆					
	不点調査	23箇所	随時	随時	◆							◆					
機械設備管理	浄化槽点検	1箇所	15回	4～11月	◆							◆					月1回以上
	浄化槽稼働・停止	1箇所	1回	4月・11月	◆							◆					
	ポンプ点検	4箇所	9回	4～11月	◆							◆					井戸メーターの観測
	ポンプ稼働・停止	4箇所	1回	4月・11月	◆							◆					

公園名： 厚別山本公園（平成33年度～平成35年度）

管理項目	管理内容	規模・単位	年回数	実施月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	備考	
園内一般部	清掃A	32,200㎡	16回	4～11月	◆							◆						
	清掃B	32,200㎡	1回	4月	◆													
	清掃C	32,200㎡	1回	10月・11月							◆	◆						
	株清掃（点在）	9箇所	1回	5～10月	◆							◆					総数44箇所	
	水飲み台冬囲いC	1箇所	1回	4月・11月	◆							◆					設置・撤去	
	土壌耕起	1,910㎡	4回	4月・7月・11月	◆			◆				◆						刈り取り含む
	播種	1,910㎡	2回	5月・8月		◆			◆									
	施肥	1,910㎡	4回	5～10月	◆							◆						
	除草C	5,720㎡	4回	6～9月			◆				◆							
	追播	1,080㎡	1回	5月		◆												
大花壇	草刈B	10,150㎡	4回	5～10月	◆							◆						
	草刈B	6,000㎡	4回	5～10月	◆							◆						
	高木冬囲いA	12本	1回	4月・11月	◆							◆					設置・撤去	
	寄植刈込A	131㎡	1回	5～10月	◆							◆						
	低木冬囲いD	255本	1回	4月・11月	◆							◆					設置・撤去	
	低木冬囲いE	402本	1回	4月・11月	◆							◆					設置・撤去	
	展望広場																	

公園名： **もみじ台緑地**

管理項目	管理内容	規模・単位	年回数	実施月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	備考
基本管理	日常巡視	1式	33回	4～11月	◆							◆					
	定期巡視	1式	12回	各月	◆												
園内清掃	清掃A	186,000㎡	14回	4～11月	◆							◆					拾い集め清掃
	清掃B	83,000㎡	2回	10月・11月						◆	◆						落ち葉清掃
	清掃C	213,000㎡	1回	4月	◆												春清掃
	トラフ清掃	1,910m	1回	随時	◆								◆				
	柵清掃	14箇所	1回	随時	◆								◆				
芝生管理	草刈B	102,200㎡	3回	5・7・9月		◆		◆									
	草刈C	17,760㎡	2回	6月・9月			◆		◆								東側緑地
	草刈E	29,860㎡	6回	5～10月							◆						パークゴルフ場 野球場・陸上競技場
	生垣刈込A	90m	2回	7月・9月						◆							東側・南側・西側
植栽管理	寄植刈込	20㎡	1回	6月			◆										野津幌川緑地
	公園樹木管理	50本	随時	随時									◆				
	花壇管理	47㎡	3回	6月・8月			◆		◆								除草(野津幌川緑地・ 野球場横・管理事務所前)
	PG場芝生張替	200㎡	随時	随時								◆					
	樹木整枝	29本	随時	随時								◆					

公園名： **もみじ台緑地**

管理項目	管理内容	規模・単位	年回数	実施月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	備考
サービス施設	水飲台開栓・閉栓	9箇所	1回	4月・11月	◆							◆					
トイレ設置	野津幌川緑地仮設トイレ設置	2棟	1回	4月下旬～ 11月上旬	◆							◆					リース
	野津幌川緑地仮設トイレ清掃	2棟	27回	4月下旬～ 11月上旬	◆							◆					
トイレ管理	公園トイレ清掃	5棟	適宜	4～11月	◆							◆					
	公園トイレ施設点検・修繕	5棟	適宜	4～11月	◆							◆					
	公園トイレ開栓・閉栓	5棟	1回	4月・11月	◆							◆					
遊戯施設	遊器具点検	8基	2回	4月・7月	◆			◆									
	遊器具修繕	1式	随時	随時	◆							◆					
	砂場管理	10㎡	1回	4月	◆												砂供給 敷き均し
	遊器具注油	1基	2回	4月・7月	◆			◆									
照明灯管理	照明灯修繕	1式	随時	随時	◆							◆					ランプカバー取替等
	不点調査	1回	随時	随時	◆							◆					
冬期準備	樹木冬囲い	9,742本	1回	11月	◆							◆					撤去含む
	遊器具冬囲い	1基	1回	11月	◆							◆					撤去含む
	水飲台冬囲い	9基	1回	11月	◆							◆					撤去含む

公園名： もみじ台緑地

管理項目	管理内容	規模・単位	年回数	実施月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	備考		
特殊管理	野球場整備	1箇所	16回	4～10月	◆						◆						グラウンド整備 土補給含む		
	テニスコート整備	7面	1回	4月	◆												春清掃（水洗い） 東側		
	パークゴルフ場芝目土掛け	14,400㎡	1回	11月							◆						パークゴルフ場 3箇所		
	パークゴルフ場芝生施肥	14,400㎡	1回	5月		◆											パークゴルフ場 3箇所		
	防球ネット設置撤去	570m	1回	4月・11月	◆							◆					パークゴルフ場 3箇所		
	有料施設受付	1式	217日	4月1日～ 11月3日	◆							◆							
	カラスの糞撤去	1式	随時	随時	◆							◆						高所作業車	
	ハチの巣撤去	1式	随時	随時	◆							◆							
	注意看板設置	1式	随時	随時	◆							◆							ラミネート看板
	セキュリティ管理	1式	217日	4月1日～ 11月3日	◆							◆							機械警備
	無料テニスコート管理	1式	随時	4～11月	◆							◆							利用調整
	圃場管理	1式	随時	4～11月	◆							◆							刈草等の搬入 堆肥化

公園名： 大谷地流通団地東側緑地

管理項目	管理内容	規模・単位	年回数	実施月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	備考
基本管理	日常巡視	1式	33日	4～11月	◆							◆					
	定期巡視	1式	12日	各月	◆												
園内清掃	清掃A	34,000㎡	14回	4～11月	◆							◆					拾い集め清掃
	清掃B	34,000㎡	2回	10～11月						◆		◆					落ち葉清掃
	清掃C	34,000㎡	1回	4月	◆												春清掃
	トラフ清掃	150m	1回	随時	◆							◆					
	柵清掃	4箇所	1回	随時	◆							◆					
芝生管理	草刈B	19,000㎡	3回	5・7・9月		◆				◆							
	草刈E	5,600㎡	6回	5～10月	◆						◆						野球場
植栽管理	公園樹木管理	1式	随時	随時	◆							◆					
	寄植刈込	50㎡	1回	6月			◆										
	樹木整枝	25本	随時	随時	◆							◆					
サービス施設	水飲台開栓・閉栓	2箇所	1回	4月・11月	◆							◆					
トイレ管理	公園トイレ清掃	1棟	適宜	4～11月	◆							◆					
	公園トイレ施設点検・修繕	1棟	適宜	4～11月	◆							◆					
	公園トイレ開栓・閉栓	1棟	1回	4月・11月	◆								◆				

公園名： 大谷地流通団地東側緑地

管理項目	管理内容	規模・単位	年回数	実施月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	備考
遊戯施設	遊器具点検	4基	2回	4月・7月	◆			◆									
	遊器具修繕	1式	随時	随時	◆							◆					
	遊器具注油	1基	2回	4月・7月	◆			◆									
照明灯管理	照明灯修繕	1式	随時	随時	◆							◆					
	不点調査	1回	随時	随時	◆							◆					ランプカバー取替等
冬期準備	樹木冬囲い	634本	1回	11月	◆							◆					撤去含む
	遊器具冬囲い	2基	1回	11月	◆							◆					撤去含む
	水飲台冬囲い	2基	1回	11月	◆							◆					撤去含む
特殊管理	野球場整備	1面	16回	4～10月	◆						◆						グラウンド整備 土補給含む
	テニスコート整備	2面	1回	4月	◆												春清掃(水洗い)
	カラスの巣撤去	1式	随時	随時	◆							◆					高所作業車
	ハチの巣撤去	1式	随時	随時	◆							◆					
	注意看板設置	1式	随時	随時	◆							◆					ラミネート看板

公園名： 青葉中央公園

管理項目	管理内容	規模・単位	年回数	実施月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	備考
基本管理	日常巡視	1式	33回	4～11月	◆							◆					
	定期巡視	1式	12回	各月	◆												拾い集め清掃
園内清掃	清掃A	18,000㎡	14回	4～11月	◆							◆					落ち葉清掃
	清掃B	18,000㎡	2回	10～11月						◆							春清掃
	清掃C	41,000㎡	1回	4月	◆												
芝生管理	トラフ清掃	290㎡	1回	随時	◆							◆					
	樹清掃	4箇所	1回	随時	◆							◆					
	草刈B	9,400㎡	3回	5・7・9月		◆		◆									
植栽管理	公園樹木管理	30本	随時	随時		◆						◆					
	花壇管理	420㎡	3回	6月・8月			◆		◆								除草
	樹木整枝	25本	随時	随時		◆						◆					
サービス施設	水飲台閉栓・開栓	2箇所	2回	4月・11月	◆							◆					
	公園トイレ清掃	3棟	適宜	4～11月・3月	◆							◆				◆	駐車場横 トイレは通年解放
トイレ管理	公園トイレ施設点検・修繕	3棟	適宜	4～11月・3月	◆							◆					
	公園トイレ開栓・閉栓	3棟	1回	4月・11月	◆							◆					
	出入口除雪	1棟	適宜	冬期間									◆				
遊戯施設	遊器具点検	8基	2回	4月・7月	◆												
	遊器具修繕	1式	随時	随時		◆											
	遊器具注油	1基	2回	4月・7月	◆												

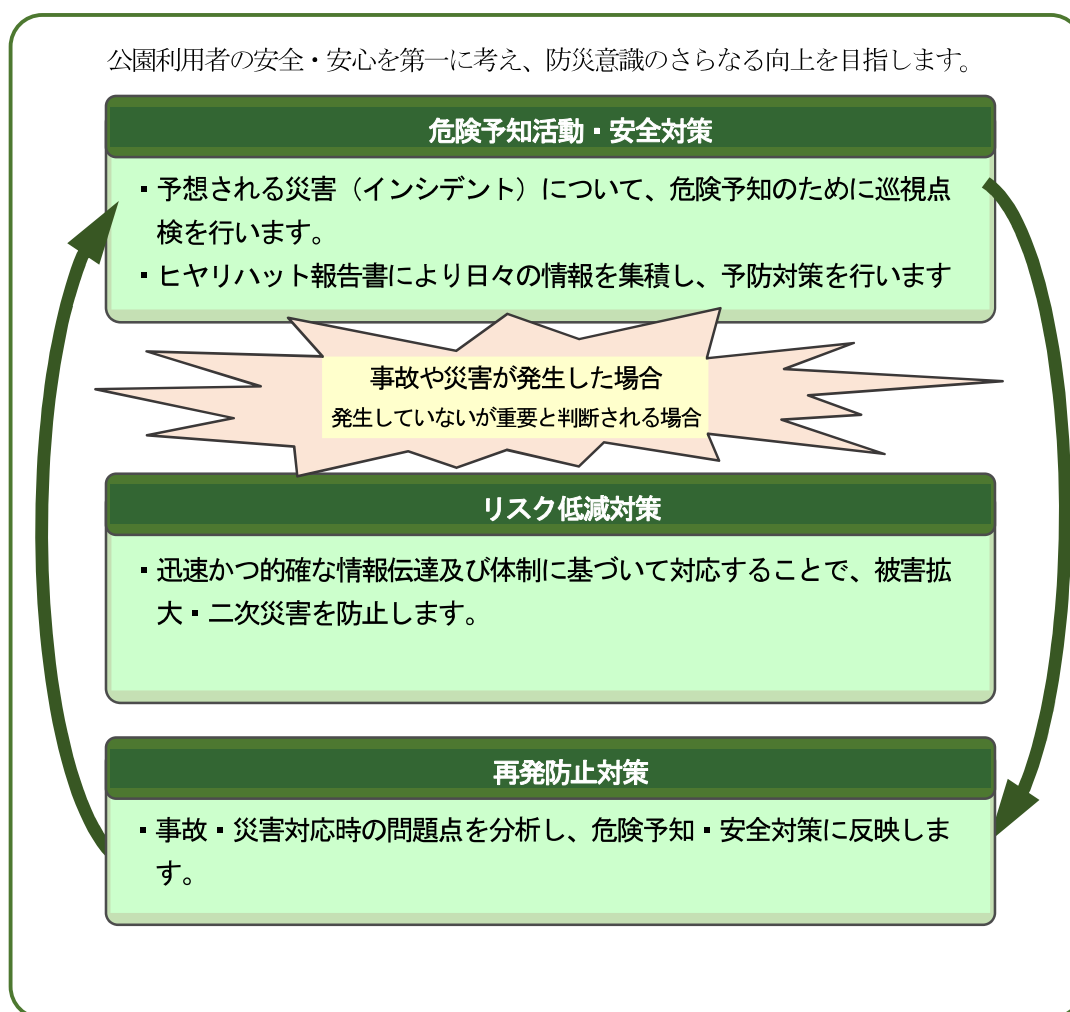
公園名： 青葉中央公園

管理項目	管理内容	規模・単位	年回数	実施月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	備考	
照明灯管理	照明灯修繕	1式	随時	随時	◆								◆					
	不点調査	1回	随時	随時	◆								◆					
冬期準備	樹木冬囲い	631本	1回	11月	◆							◆					撤去含む	
	水飲台冬囲い	2基	1回	11月	◆							◆					撤去含む	
特殊管理	テニスコート整備	1面	1回	4月	◆												クレイコート 転圧	
	テニスコート整備	1面	1回	4月	◆												ライン整備	
	カラスの糞撤去	1式	随時	随時	◆							◆					高所作業車	
	ハチの巣撤去	1式	随時	随時	◆							◆						
	注意看板設置	1式	随時	随時	◆							◆					ラミネート看板	
	駐車場ゲート開閉	1式	235回	4月10日～ 11月30日	◆								◆					7:00～20:00
	ウォータースライダー監視	1式	50日	7～8月				◆	◆									9:30～16:30
	ウォータースライダー清掃	1式	3回	7～8月				◆	◆									オープン前に1回
	ウォータースライダー点検	1式	1回	6月			◆											機械設備点検
	ウォータースライダー点検	1式	1回	6月			◆											建築基準法による
落葉堆肥管理	1式	随時	5～11月		◆												切返し 促進剤混入	

(3) 防災業務計画

グループでは公園内及び周辺地域で想定される様々な事故・災害を未然に察知し、危険が発生した際には迅速かつ的確に対応することによって被害を最小限にとどめ、**利用者と地域住民の安全・安心を確保することを防災業務方針**とします。

公園内で災害、事故が起こった場合、どのような種類の災害、事故か速やかに判断して、適切な緊急処置を講ずることが大切です。**あわてずに被害者の救助を第一に行うため**、緊急対処体制として、**所長を中心に防災計画を作成し、事故・災害発生時連絡体制表に従い、迅速に対応**するものとし、発生状況等は公園管理者に直ちに報告します。(P31に記載しています)



危険予知・安全対策

起こりうる地震・火災・風水害等の災害や事故・傷病等の危険源については、グループ代表が取得している労働安全衛生 ISO45001 に基づいたリスク評価を行い、危険予知活動やリスク低減対策を実施していきます。また、公園管理者と協議の上、防災計画を定めるとともに、日頃から訓練を行い、利用者とスタッフの安全を確保します。利用者に対しては、災害情報等の予知できる場合に園内掲示板等で注意喚起を行います。

避難所としての対応

あらかじめ、指定避難所として指定されていないとしても、災害等が発生した場合には、事実上避難者が集まることも想定され、その際には施設の安全を確認した上で一時的に避難者を収容するとともに、区災害対策本部に連絡し指示に従います。

事後的に、指定避難所として指定され、避難所運営の支援など通常の施設管理以外の管理運営を行うことも考えられることから、避難者の安全管理等の運営の対応については、「札幌市避難所運営マニュアル」にて確認します。

①防災計画には、以下の内容を含みます。

- ・防災業務の実施方針
- ・災害等が発生した場合の統括対応とその役割、スタッフの役割分担と連絡系統を記載した体制表
- ・災害等による被害を最小限に抑えるための防災訓練の内容及びその他の日常からの対策
- ・事故による傷病等の想定項目と未然に防ぐための対策
- ・万一事故等が発生した場合の対応方法（医療機関やその他関係機関との連携を含みます）
- ・休館日の災害等への対応体制

防災計画	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
危険箇所・避難看板設置	○											
避難訓練	○					○						
普通救命講習	○			○								
防災訓練						○						

②防災業務の実施にあたっては、次の基準、観点で行います。

- ・災害等の緊急事態が発生した場合は、防災計画に基づき、被害が最小になるように迅速かつ最善の対応を行います。
- ・利用者の安全を最優先で確保します。
- ・スタッフの安全、地域住民への対応や関係機関との連携及び協力に十分に配慮します。
- ・災害等が発生した場合に、スタッフが必要な初動対応、避難場所としての対応及び連絡等を行える状況を維持するとともに、必要な連絡体制及び損害、被害の確認を行う体制を確立します。
- ・災害発生状況、その他必要な事項について直ちに公園管理者に報告します。

③利用者等の急な傷病に適切に対応できるよう、近隣の医療機関との連携体制やスタッフによる応急救護体制を確立します。

④消防法（昭和23年法律第186号）第8条に規定される防火管理者ないし防災管理者の選任、消防計画の策定及びその実施を通じて、消防法及び関係法令に規定される防火管理または防災管理を徹底します。

⑤注意報・警報が発令される等、荒天が予想される場合には、事前に備品等の固定・収納を行います。

⑥荒天後は、公園内を巡回し、被害の有無を確認し、重大な事故がある場合は速やかに公園管理者に報告するとともに、危険箇所については、2次災害を引き起こさないように収束状況を見極めて処置を行います。

災害時の施設の活用

- ・防災自動販売機の導入を検討し、災害時は無料で飲み物が飲めるようにします。
- ・4公園への緊急ヘリポートの活動時は、関係機関の指示に従って協力します。

緊急事態の防備

- ・予想される災害等の緊急事態（台風・水害・大雪等）について、危険予知のための巡回・監視、応急処置等の対応、安全パトロール等を日々実施します。
- ・日常の巡回点検においては、管理事務所等の建物や噴水施設、遊具広場等を確認し、破損箇所・異常箇所の早期発見に努めます。
- ・遊具等の点検は、年2回、遊具点検有資格者により実施します。スタッフによる月1回の定期点検を実施します。
- ・公園内で不審物を発見した場合には、公園管理者や管轄警察署・消防署に直ちに連絡し対処します。
- ・事故及び災害発生時において誘発される事態を予測し、災害時対応フロー、緊急連絡体制、緊急時対応手順書を作成します。
- ・事故、災害等の発生時に、迅速かつ的確な情報伝達及び対応ができる体制を確立し、また、事故が発生した場合には、被害者の救済、保護等の応急措置を講じるほか、状況に応じて関係機関に連絡を取り対処します。
- ・台風及び震災、火災発生を想定した防災訓練を、年1回実施します。
- ・台風や大雨警報等が発令された場合は、緊急事態体制を設置するとともに、被害状況の把握調査を実施し、公園管理者及び関係機関への報告、応急措置等を行います。また、災害発生時に迅速に行動できるよう、緊急時の対応についても安全教育を行い、負傷者が出た場合や被害が更に拡大しないよう、次ページの処置を行います。

病気・けが

- ・必要に応じて応急処置を行います。
- ・普通救命講習会を受講したスタッフが応急処置を行います。
- ・応急処置の際には管理事務所に常備してある救急備品を使用します。
- ・対応については事故発生時の対応に準じます。
- ・救急救命センター等や地域周辺の病院、消防署、警察署の把握を日頃より行い、事故発生時には、迅速に連絡します。
- ・病気・けがについて応急処置を行えるよう準備します。また、応急処置方法については普通救命講習会等を受講し、スタッフが対応できるようにします。
- ・救急箱（消毒薬・ガーゼ・傷薬・包帯等）を管理事務所に常備し、常に応急処置が出来るようにします。

けがの応急処置については、下記の通りに対応します。

- ・医師にかかるまでに「けが」を調べ、一刻を争う手当を優先的に処置します。
- ・安静が第一の場合、被害者をむやみに動かさないようにします。
- ・水平に寝かせることを基本としますが、顔が青白い時は足を高くして顔を低めにします。また、顔が赤い時は顔と肩を高くします。
- ・嘔吐したり、口から血が出ている時は横向きに寝かせ、呼吸が苦しいときは、心臓を上になります。
- ・発見者及び通報を受けたものは所長に知らせ、指示に従います。また、素人の手当で済まさないで医師の診断を受け、指示に従うようにします。
- ・やけどの場合は、早急に水で冷やし、時間の目安は15分～30分程度とします。
- ・日射病（頭痛、めまい、吐き気、視力障害）の場合は、着替えをさせ、風通しのよい部屋、または木陰に上半身を少し高くして仰向けに寝かせます。
- ・蜂に刺され、めまい・悪寒をとまなう場合は、病院に連れていきます。
- ・骨折した場合は、折れたところが外見では分からない時、その付近の関節を動かさないよう副木（棒、板、ダンボール等）を水平に当てて、手ぬぐいやベルト等で固定します。また、外見で分かる場合は、傷の部分避けて上下の関節を超えて固定し、冷湿布をした上に副木を水平に当てます。
- ・かぶれた場合は、植物だと刺激の少ない石鹸を泡立て、湯で洗い流し、あまり強くこすらないようにします。
- ・出血した場合は、傷口にハンカチやガーゼを当てて、上から指や手で強く押さええます。出血量が多ければ、傷口より心臓に近い所をきつく締めつけます。

心肺停止、気道異物混入時の処置については、下記の通り対応します。

- ・救急車の手配、AED確保を分業して行うとともに、安全確保を行います。
- ・心肺停止の場合は、普通救命講習に基づいた胸骨圧迫と、人工呼吸を行います。この時、感染症に注意します。

- ・救急隊員が到着しても、引き継ぐまでは継続します。
- ・AEDは、心肺機能が再び不安定になる可能性があるため、装着したままとします。
- ・気道異物混入による呼吸困難者には、腹部突き上げ法、背部叩打法を行います。

火災

事前に行っている防火知識の安全教育や防火訓練を活用し、初期消火に努め、関係機関へ迅速に通報するとともに、スタッフは利用者を迅速に安全な場所へ避難誘導を行います。

電気・水道・ガス等

事故発生時には、配電ブレーカー、元栓を閉じ、危険箇所の立ち入りを禁止する柵の設置等の処置をします。

陥没等

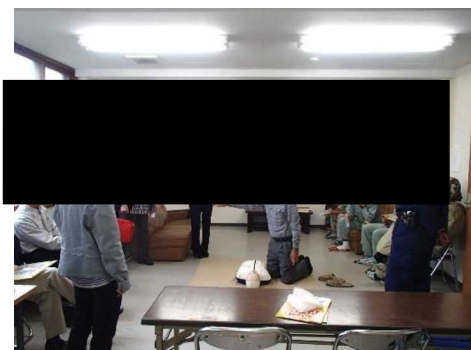
危険区域を柵で囲い、危険表示をして立ち入り禁止とします。

その他の対応

- ・その他の災害、事故においても、所長が関係機関へ迅速に報告します。
- ・危険予知のための巡回・監視、応急処置等の対応、安全パトロール等を日々実施します。
- ・**AED ※（自動体外式除細動器）の設置・教育**を行います。
- ・グループは、AEDの設置された応急手当協力施設として当公園を「さっぽろ救急サポーター」に登録します。
- ・事故・災害発生時連絡体制に基づき、対応します。（P31に記載しています）

以下の事故等が生じた場合は速やかに公園管理者に報告し、公園管理者の指示のある場合は従います。

- ・公園施設等が滅失または棄損した場合
- ・公園内で事故が発生した場合
- ・植物の補植等を大規模に行う必要が生じた場合
- ・都市公園台帳の記載事項に変更するような事態が生じた場合
- ・その他、管理上不測の事態が生じた場合



AED 教育



AED の設置

※AED とは

心臓の心室が小刻みに震え、心室細動が致死性の不整脈な状態の場合に、電気ショックを与え正常な状態に戻す機器のことです。

施設の閉鎖措置

風雨が強い場合は巡視点検を強化し、危険を予知できる場合は公園管理者と協議し、状況に応じて公園の全部または一部を閉鎖し、利用者の安全確保を第一優先とします。

避難場所の周知(避難・誘導)

地域住民への防災に対する認識を深めてもらうための調査・計画を実施し、住民参加による防災事業の推進に取り組めます。

地域避難場所に指定されている公園について避難マップを作成し、地域住民、学校等に配布して、地元地域に対して避難場所及び避難ルートの周知を行います。

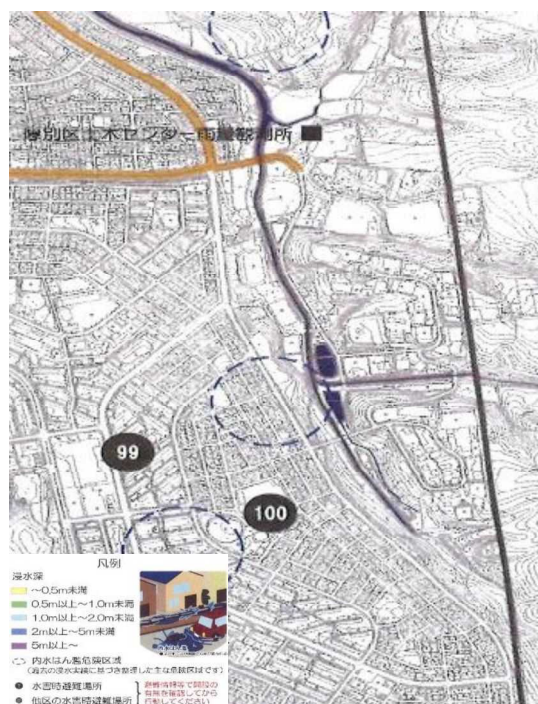
利用者に対しては公園に避難マップを掲示して、日常的に避難場所の周知を行います。

事前に察知することが可能な台風接近時においては、インターネット等で情報収集を行い、危険性のある看板の撤去・固定のほか、倒木・落枝が想定される区域への立入禁止等の事前対策を講じます。

避難マップの更新に関しては、利用形態や、寄せられた要望等を反映し、3公園のほか、グループが管理する他の公園での事例集も活用し、維持管理作業や利用者の案内等に反映させ、安全の確保に努めます。



札幌市公園緑地図
平成 23 年 4 月 1 日現在



札幌市洪水ハザードマップ(洪水避難地図)
平成 24 年 3 月一部改訂